

公的研究費の取り扱いに関する規程

平成27年4月1日
制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、研究活動に関する不正行為等への取り扱いに関する規程に定める事項を遵守し、公的研究費を適正に運営および管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 「公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付または配分される競争的資金、研究資金、奨学寄附金、補助金、委託費等の本学の責任において管理すべき研究経費をいう。
- (2) 「部局」とは、各学部、各研究科及びプロジェクト型研究組織をいう。
- (3) 「教職員等」とは、本学に所属する研究者、事務職員、非常勤雇用者およびその他関連する者をいう。

第2章 責任体系および職務権限の明確化

(最高管理責任者)

第3条 本学における公的研究費の適正な管理及び運営について、本学全体を統括する最終責任者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長とする。
- 3 最高管理責任者は、本学全体の公的研究費の運営および管理に関し、最終的な責任を負う。
- 4 最高管理責任者は、教職員等の研究費に対する意識向上を図るため、不正防止対策の基本方針を策定し、進捗管理に努め、説明会の開催など必要な方策を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動及び公的研究費の管理・運営に関する実質的な責任と権限を有する者として、研究活動統括管理責任者及び労務・経理統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 研究活動統括管理責任者は、学長が指名する副学長とし、労務・経理統括管理責任者は事務局長とする。
- 3 各統括管理責任者は、最高管理責任者の策定した不正防止対策の基本方針に基づく計画の組織的な推進および対策に努め、コンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、不正防止計画の実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部局における不正防止を図るために適切な措置を講ずる者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各部局の長とする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、不正防止計画に基づき、当該部局全体の研究活動の管理およびモニタリングを行う。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて改善の指導を行い、統括管理責任者へ報告する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、当該部局の教職員等に対してコンプライアンス研修を実施し、その受講状況および理解度を管理監督する。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、当該部局より複数のコンプライアンス副責任者を任命することができる。
- 7 総務課課長は、コンプライアンス推進責任者として、公的研究費の運営および管理に関する事務手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。
- 8 総務課課長は、コンプライアンス推進責任者として、公的研究費の予算執行状況および経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

(職名の公開)

第6条 各責任者を置いたとき、またこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

第3章 不正防止計画の推進

(不正防止計画推進部署)

第7条 不正防止計画推進部署は、総務課とする。

- 2 不正防止計画推進部署は、定期的に不正防止対策の実施状況の確認、評価を行う。
(不正防止計画推進委員会)

第8条 研究費の不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画の策定、実施、実施状況の把握等について協議するため、不正防止計画推進委員会を置く。

(委員)

第9条 不正防止計画推進委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 副学長
(2) 事務局長
(3) 学長が指名する教職員
(4) 総務課課長
(運営)

第10条 不正防止計画推進委員会は、次に定めるとおりとする。

- 2 委員長は、副学長とする。
3 委員長は、不正防止計画推進委員会を招集し、その議長となる。
4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
5 委員長が必要と認めたとき、不正防止計画推進委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
6 事務は、総務課が行う。
7 不正防止計画推進委員会の任務は、次の各号に定める。
(1) 不正防止計画案の策定および定期的な見直し
(2) 不正防止計画の周知に関わる教育・研修の実施
(3) コンプライアンス研修の立案
(4) モニタリング結果に基づく不正発生要因の分析およびリスクアプローチ監査の立案
(5) 通報等に基づく調査委員会の設置および認定
(6) その他研究に関わる不正防止対策に必要な事項
8 委員の任期は、原則として2年とし再任を妨げない。

第4章 適正な運営・管理および環境の整備

(ルールの明確化)

第11条 法令および本学の諸規程を遵守し、不正防止計画に基づき、公的研究費の適正な運営・管理に努める。

- 2 公的研究費の適正な運営および管理体制を保持するため、本規程の見直しを定期的に行う。
3 公的研究費の取り扱いについては、医療創生大学公的研究費取扱要領を別に定める。

(適正な運営および管理)

第12条 物品等の調達、旅費精算、謝金および非常勤雇用者の管理は、研究費配分機関による定めのほか、医療創生大学公的研究費取扱要領に基づき適正に処理する。

- 2 医療創生大学公的研究費取扱要領は、実態と乖離のないよう必要に応じて定期的に見直しを行う。
3 適正な運営および管理に関するルールの周知徹底を図るため、定期的に教職員等対象の説明会を実施する。

(関係者の意識向上)

第13条 教職員等は、定期的にコンプライアンス研修を受講し、受講後に誓約書を提出しなければならない。

- 2 コンプライアンス研修を受講しない者および誓約書を提出しない者は、公的研究費への申請、運営および管理を行うことができないこととする。誓約書に記載する内容は次の各号に定める。
(1) 本学の規程等を遵守すること
(2) 不正を行わないこと
(3) 規程等に違反して、不正を行った場合は、本学や研究費配分機関の処分および法的な責任を負担すること

(相談窓口の設置)

第14条 公的研究費の相談窓口を以下に定める。

- 2 公的研究費の申請および事務手続きに関する相談窓口を総務課に設置し、相談窓口の責任者は、総務課課長とする。
3 公的研究費の使用に関する相談窓口を総務課に設置し、相談窓口の責任者は総務課課長とする。

(取引業者)

第15条 本学は、取引業者との癒着の発生を防止し、牽制体制を構築し管理する。

- 2 本学の不正防止対策に関する方針およびルール等を取引業者に周知徹底し、定期的に取引業者に誓約書の提出を求める。内容は次の各号に定める。
- (1) 本学の諸規程を遵守し、不正に関与しないこと
 - (2) 内部監査等の調査において、取引帳簿の閲覧および提出等の要請に協力すること
 - (3) 不正が認定された場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - (4) 教職員等より不正行為の依頼等があった場合には、通報すること
- 3 誓約書を提出しない取引業者とは、公的研究費に関わる取引を行うことができない。
(取引停止)

第16条 不正な取引に関与した取引業者は、一定期間の取引停止または以後の取引を停止する。

第5章 モニタリング

(法人監査部門)

第17条 学校法人医療創生大学の監事、及び監査法人を法人監査部門という。

- 2 法人監査部門は、公的研究費の運営および管理体制の整備および運営状況、法令および本学諸規程の遵守状況、モニタリング結果について、定期的または臨時に監査等を行い、検証を行う。
- 3 法人監査部門は不正防止計画推進部署との連携を強化し、恒常に組織的牽制機能の充実・強化を図る。
(内部監査部門)

第18条 公的研究費の適正な管理のため、大学全体の視点からモニタリングおよび監査制度を整備し実施する。

- 2 内部監査部門は、企画課とする。
- 3 内部監査部門は、不正防止計画推進委員会から不正発生要因の情報を入手し、監査計画を適切に立案する。
- 4 内部監査部門は、医療創生大学公的研究費取扱要領に基づき適正に実施する。
- 5 内部監査部門は、モニタリング結果を最高管理責任者および法人監査部門に報告し、コンプライアンス教育の一環として周知を図る。

第6章 通報窓口

(通報窓口の設置)

第19条 公的研究費の不正に関する学内外からの通報等に対応するため、通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口は、企画課とする。
- 3 責任者は、企画課課長とする。
- 4 法人の通報窓口は、学校法人医療創生大学公益通報等に関する規程に基づき、企画課および法人の顧問弁護士（以下「相談・通報窓口」という。）とする。

第7章 その他

(公表)

第20条 公的研究費の管理および運営に関する体制を、本学のホームページに掲載し、学内外に公表する。

公表する内容は次の号に定める。

- (1) 公的研究費の取り扱いに関する規程
- (2) 研究活動に関わる不正行為等への取り扱いに関する規程
- (3) 医療創生大学公的研究費取扱要領
- (4) 不正防止計画
- (5) 公的研究費の不正防止に関する責任体系図
(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学部長会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。